

第 1094 回 高知市教育委員会 4 月定例会 議事録

1 開催日 平成 24 年 4 月 27 日 (木)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録書名委員の指名について

4 報告

・ 子ども手当・児童手当からの学校給食費の徴収について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	秋 沢 大 助
	教育政策課長補佐	近 森 象 太
	教育環境支援課長	西 村 浩 代
	教育政策課総務担当係長	宮 田 小 町
	教育政策課主査	森 尾 美 舗

第 1094 回 高知市教育委員会 4 月定例会 議事録

1 平成 24 年 4 月 27 日（木） 午後 4 時 00 分～午後 4 時 32 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

門田委員長

ただいまから、第 1094 回高知市教育委員会 4 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。署名委員は、西森委員さんお願いいたします。

それでは、報告「子ども手当・児童手当からの学校給食費の徴収について」よろしく申し上げます。

教育環境支援課長

子ども手当・児童手当からの学校給食費の徴収につきまして、ご報告いたします。

お手元に資料をお回ししておりますが、ホッキチス留めで 3 部ありますので、お手元の確認をさせていただきます。

子ども手当・児童手当からの学校給食費を徴収することにつきましては、平成 23 年度の子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当制度におきまして、子ども手当から保育料等を徴収する制度が創設されました。徴収する費目、範囲や対象者を、市町村が決定して実施することができるようになっております。高知市においては、平成 24 年 6 月以降の支払期月に支払われる子ども手当及び児童手当から、学校給食費を徴収する費目といたしまして、平成 24 年 4 月から徴収申し出の受付を開始することといたしましたので、ご報告いたします。

学校給食費未納の現状につきましては、平成 24 年 3 月 31 日現在の未納金額は、2,557,830 円、校数は 23 校となっております。未納率は毎年平均 0.1%程度ございますが、平成 14 年度からの累計額が先ほど申しました 2,557,830 円となっております。未納は、平成 13 年度から発生しておりまして、平成 20 年度には学校数も 20 校を超えております。

学校におきましては、保護者の家庭環境等大変厳しいご家庭については、就学援助等の制度の説明を行うなど徴収に努めているところですが、未納額が減る傾向にはなっていないのが現状です。

このような状況でございますので、児童手当からこの制度が創設されたこともあり、6 月の支払い分から給食費の未納等の額について、保護者の申請に基づき採用していきたいと考えているところです。

なお、この手当からの充当につきましては、高知市では平成 23 年 2 月分より、保育料と放課後児童クラブの利用料について採用するようになっております。

お手元の資料は子ども手当・児童手当からの学校給食費の徴収についての概要と、2 枚目は事務の流れとなっておりまして、学校、教育環境支援課、そして子ども手当担当の子育て支援課と連携のうえ事務を行っていくように考えております。資料の 2 点目ですが、学校給食費納入確約書と、その下に保護者あての文書を付けております。

先程説明いたしましたように学校給食費の未納額は減る傾向にはなっておらず、年々累積額が増えていることもありまして、給食費の未納対策について数年前より整理をしなければいけないということで話っております。そこで、児童手当からのこの制度の納入も始まることから、今年より、各保護者の方に給食費の納入につきまして、この確約書を各家庭に 1 枚提出をお願いしております。

納入確約書の提出は、今月 27 日までに各学校に提出をお願いしたところですが、少し文面が固い、表現が

固いのではないかということで、色々と注目もされております。資料の中にも、高知市議会議員の書かれたリポートの「市議会報告」を添付しておりますが、このような形で各地区において配布されているものもございます。

給食未納対策に向けての制度の導入と書類の提出にあたって、こうした動きがあっていることをこの場を借りてご報告いたします。

松原教育長

未納金がある家庭は何件くらいあるのですか。

教育環境支援課長

81件ございます。

松原教育長

未納者、困難者の定義はどのようになりますか。

家庭が公的扶助についても対象となっておらず、非常に困窮して払えない状態なのか、払えるけれども払わない家庭が81家庭ということでしょうか。困難者とはどういうことですか。

教育環境支援課長

制度に結びついている家庭については、もう既に就学援助制度等の利用をいただいています。たとえば該当になる世帯でもその制度の申請をしない、また払えるであろうとこちらが判断するものの給食費だけは払わないとか、そういったご家庭もあります。

また、高知市外に転出されて中々連絡が付かなくなっている方もいらっしゃいます。

松原教育長

私が思うのは、学校給食費を子ども手当とか児童手当から天引きしていいですよという申し出がある。申し出がないと引けないわけだね。

教育環境支援課長

はい、そうです。

松原教育長

要するに、申し出の有無に係わらず天引きできるのではなくて、引いて構わないという申し出があって初めて天引きができるのですよね。

そこで、給食費の滞納があり、申し出を受けることができるものが、現在81名ということか。

教育環境支援課長

実は、給食会の集計と学校から報告があっている滞納生徒、給食費徴収困難者数及び金額の間に少し差があります。

ですから、実際には払われていないけれども、徴収困難というまでには至っていない家庭も中にはあると、いうように把握しております。

松原教育長

困難かどうかはさておいて、学校給食を現在滞納している家庭は何件かと聞いたら分かるよね。

要はこの制度は、現在滞納している保護者でないとこの制度に乗れないわけよね。毎月きちんと払っている、だけど、「今後は、こっちで引いてよ。」というものではないでしょう。

今滞納している家庭が、この制度を利用して天引きができるという制度でしょう。

教育環境支援課長

滞納が発生したその額について児童手当からの徴収制度がありますが、ご利用されませんかとご案内して、保護者から「どうぞ、払われる児童手当から引いて下さい。」と申請書が学校に出て初めて、引くことができることになっております。

松原教育長

要するに滞納という事実が発生してからということでしょう。発生するかもしれないから、発生した場合引いて下さいというものでないでしょう。

教育環境支援課長

そうです。

西森委員

この確約書について市議会議員等から批判があっているようですが、ここに書かれているのはちょっと違う観点で、私が若干の疑問を持ったということで質問させていただきます。

これはなぜ必要かということをお聞きしたい。と言うのは、そもそも給食費の支払いについては法で決まっている訳ですよ。法で決まっているということは、例えば、道路交通法で言うと「無免許運転はしてはいけない。法で決まっているのであるから守る。」のであって、自動車免許を取るときに「私は、無免許運転しません。」という確約書を取っても何の意味もないというか、逆に取ろうと取るまいと「私はそのようなものは書いてないから守りません。」と言っても、それは通用しない。となれば、この確約書は何のために取ることにしたのでしょうか。

教育環境支援課長

この確約書をお願いする目的としては、保護者の学校給食費の納入に対する意識の向上を図るため、また未納の未然防止を図るためということがございます。給食費を支払わなければならない、という意識が低い家庭もあるため、このような形をお願いするものです。

学校給食費の徴収を学校で努力をしている中、再三再四通知しても払わない保護者がいるということがございます。やはり、学校給食法の定めにより、給食費は保護者が払うということになっておりますので、個々の悪質な方への法的措置を行うことを見込んで行うものです。

西森委員

やはり、違和感があります。法律があるのです。特に、残っている滞納が平成14年からと聞いてドキッとします。これはもう、時効10年に掛かるのではないかと思います。もちろん事情はケースケースバイでしょうし、また学校現場というところで、非常に苦慮して徴収されていることは間違いないと思います。小さい子供を挟んで大人同士の話ですから。ただ、やはり、一定悪質なものについては、法的措置を取っていかなければ真面目にやっている人に示しがつかないという議論もありましょう。その法的措置を取るにあたって確約書は必要ありません。断言いたします。

法律があって、未納である。保護者は間違いなくこの人である。そういう意味では、私の違和感というのは法律で決まっているものに対して、合意書的なものを取るというのは、そこに契約みたいな要素をなんとなく見せている、なんというかちょっとぶれる感じがあります。

この確約書を書いた、書かないで、まったく法的な意味での義務に差はございませんので、法的措置をするにあたって一切必要ありません。むしろ、大半の人が提出している。一部の人が提出してないと言って、相手方が逆手に取る事を懸念します。「市では、こういうものを取っている。しかし、私はそれを提出したことはない。そのことで市から咎められたたこともない。」というような。「私は、その時約束していないものと思っていた。」通らない理屈ですが、逆手に取るという人は多分いると思います。

私は、一番強力な法がある以上は、それだけで法的措置を検討されていった方がよろしいのではないかと思います。もちろんこれを取るに至った今の事情を聞いていたら、本当に苦慮があったのは分かるつもりですが、最も強力な法律という手段を持っている場合、安易な合意書をとると、かえって根拠が曖昧になって、どっちの根拠でやるのかという事もありますので、十分慎重にされた方がいいのかなと思います。

また、平成14年の分は、時効にかかりますので早い目に対応していただいた方がいいと思います。

松原教育長

実際の問題として、法的な手段が実際にはなかなか取れないのです。例えば、支払しないからといって、法的手段で取ろうとしてもなかなか取れない。全国の市も悩んでいる問題です。だからある市では、給食頼みますよという申し込みを制度化し、その申し込みに対して給食が提供されているので、法的な支払いの拘束力が出てくるという事で、裁判をしているところもあるらしい。

西森委員

給食を出すのは、市の責務になってはいないのですか。法の方は不勉強です。

教育環境支援課長

義務教育の小学校で給食を出すのは、学校設置者の努めなければならないことになっている。だから高知市が実施するよう努めなければならないということです。

給食を出すにあたっては、学校給食法を適用するという事になりますので、給食費については、保護者が負担することになります。

西森委員

お弁当の小学校もあって、給食の学校もあります。例えば、A小学校は給食を出す決めました。その学校の保護者のなかで、アレルギーだとかという問題でなくて、「給食費を納めたくない、だから弁当持って行かす。」ということが通るのであれば、確かに、申し込みを受けて、「クラスの半分は給食ね、その他の皆さんは、良いようにしていて。」ということも理論上は可能な制度なのでしょうか。それであれば、申し込みがあつて、それに対して納入確約ということで、まさに契約的なものを結んでおかないと法的に発生しないというのは良く分かります。

横田教育次長

4月に教育委員会に配属されたばかりなので、正確でないかも知れないが、市が受け取る収入の中には、公法上の歳入と私法上の歳入があるかと思えます。公法上の歳入の場合は、地方税と同じ様に督促ができた、延滞金を徴収したりすることが法律で決められていて可能であります。自治法上はそうした地方税と同じように強制的に法律に基づいて徴収できるものは限られています。それ以外のものは私法上の取り扱いとして、債権保全を図りなさいという原則になっていたと思えます。

それでいいますと、法律があるから、それに基づいて地方税と同じように取れるかという、それは違うという問題です。

先程おっしゃられたように、これを契約として位置付けをしてその契約に基づく徴収としてはどうかという議論が今ここでされているということ。さらに現時点では、公会計、つまり市役所の一般会計なりに歳入されているものではないという取扱いになっているということ。つまり、契約としてきちんと交わしたものとして、それで徴収するという事と、それを公会計に入れて市のきちんとした歳入として取り扱うことなどが、課題を解決する糸口になるのではないかという議論が今なされている最中なので、問われてもすぐ答えられる状況ではないのではないかということです。

西森委員

そのあたりの法的整備がまだ少しきちんとできていないのですね。一度、契約ということで明確にした方がいいという議論が今あるということですか。

だから、納入確約書というのは新たに契約を設定するというイメージとなるのですね。

松原教育長

難しい問題としては、確約書を提出しないという人が出たらどうするか、ということがあります。

だから、契約にってしまったら、やらんとなったら契約を結ばない。給食を提供できない。けど提供せざるを得ない。しなければいけない。

だから、先程課長が言ったように、何としても払ってもらいたいので、意識の向上を図り、場合によっては法的措置を図ることができるようにする、そういうところが近いのかなという気がする。

西森委員

分かりました。だからさっきの申込書みたいな話にもなるし、実際取れなかったら、「お子さんには給食はなしです。」と言えるかということになると、現場ではなかなかできないですね。実際には、どうなるでしょうね。一方的に給食を出してくれたのだから、払う義務はないということになるのでしょうか。

松原教育長

今、各市町では、滞納者への法的な対応をどうしたらできるのかということを実際に考えています。

西森委員

そうですね。基本のところ法の枠組みがなかったら対応の仕様がいないですね。問題性が良く分かりました。

松原教育長

市議会議員等を中心にいろいろご批判、その他沢山あろうかと思います。おそらく6月議会でも質問があるだろうと思います。

一方でけしからんじゃないかという論理があるのですよね。というのは、真面目に一生懸命働いて納めているものが不利になる。不利いう言い方は的を得ていないかもしれませんが、払わないままにすませてしまう者が得をするようなことはあってはならない。

西森委員

それこそ判例なんかないでしょうか。調べてみましょうか。

門田委員長

未納の方の大半はやはり経済的には厳しい状態にいるし、国の保護の手続きなどを勧めたりもしているのですけれどもね。

松原教育長

そのようなこともやってもらわないといけません。保護の手続き等をするつもりがないというのなら、経済的には結構余裕があると判断せざるを得ない。

西山委員

払えないと払わないとでは、全然違いますよね。

教育環境支援課長

制度の中で、援助を受けることができるのですが、援助が認定になる前の厳しい状態の時の給食費が未納のまま継続して引っ張っているのが結構ありますので、今回の導入によって、就学援助認定前の未納にも対応できないものかと検討しております。

門田委員長

他にありませんか。

山本委員

この制度で、公務員が対象外になっているのはなぜですか。

横田次長

公務員については、児童手当が給料に上乘せして支給されています。従いまして、給料から天引きする必要のあることから、別に定めを設ける必要があるために除外されています。

門田委員長

それでは、本日の議事日程は、以上で終了となりました。

これで、教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時23分

署名

委員長

4番委員
